

## 平成25年度第2回福島県防災会議原子力防災部会議事録

- 1 会議名 平成25年度第2回福島県防災会議原子力防災部会
- 2 日時 平成26年1月24日(金) 13時30分～15時10分
- 3 場所 福島市アクティブシニアセンターアオウゼ 大活動室1及び2

出席委員 30名(定員32名)

### ○司会

ただいまより、平成25年度第2回福島県防災会議原子力防災部会を開会いたします。部会長の内堀副知事が所用により欠席しておりますので、規定により部会長より事前に代理者として指名を受けております長谷川生活環境部長より、御挨拶いたします。

### ○議長(長谷川委員、以下「議長」という。)

みなさん、こんにちは。県の生活環境部長の長谷川でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は、お忙しいなか平成25年度第2回福島県防災会議原子力防災部会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、皆様には、東日本大震災及び原子力災害からの本県の復旧・復興に御尽力、御協力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、東日本大震災から、2年10か月余りが経過しましたが、未だ13万8千人を超える県民の方々が県内外への避難を余儀なくされております。

また、東京電力福島第一原子力発電所においては、喫緊の課題である汚染水問題にかかるトラブルが続いており、国に対して、これまで国自らの事業であるとの認識の下、対策の全体像と見通しを示すよう、繰り返し求めてきたところであり、先月20日には、国は「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」を取りまとめたところでございます。

この追加対策に関しまして、県といたしましては、先月25日に、国に対しまして現場での体制も含め、廃炉に責任と主体性を持って取り組む体制を整備するとともに、各対策の実施主体や完了時期、実施効果等を明確に示し、スピード感を持って対策を実施するよう改めて要請したところであります。

また、昨年11月から開始された4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し作業につきましましては、原子力の専門家、そして関係市町村で構成する廃炉安全監視協議会等により現地調査を、今年の作業開始前の11月12日から先週の16日まで、これまで7回の現地調査により、作業の実施状況等の確認をするとともに、作業におけるリスク管理を徹底し、安全を最優先に、慎重かつ万全の体制で作業を進めるよう求めてきているところであります。

これらに取り組む一方、新たな原子力災害の発生に対する備えにつきまして、今般の経験等を踏まえた防災体制を早急に確立するため、昨年度から地域防災計画の見直しを進めてきており、昨年度は、避難や屋内退避などの防護対策を重点的に講ずる区域を、これまでの6町から13市町村へ暫定的に拡大をし、専用回線による通信連絡網や衛星携帯電話の整備拡充など、通信連絡体制の強化や防災資機材の整備を図ってまいりました。

また、国の原子力災害対策指針の改正を踏まえた避難の基準や飲食物の摂取制限の基準

を盛り込むなど、これまで本部会での御審議を踏まえて、随時、計画の見直しを図ってきているところでございます。

本年度においては、これらの計画の見直しを踏まえまして、先月26日、関係機関の御協力の下、原子力防災広報訓練を実施いたしましたところでございます。

本日は、昨年11月の原子力防災部会で御審議いただきました緊急時モニタリングの実施体制の見直しにつきまして、県民意見公募結果等を踏まえまして修正案を取りまとめたので、これについて御審議をいただきたいと存じます。

本県の原子力防災対策の更なる充実を図るため、皆様方から、率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたる挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

#### ○司会

次に、本日の部会への出席状況ですが、首藤委員と大塚委員の2名欠席との報告をいただいております。また、オブザーバーといたしまして、原子力規制庁福島第一原子力規制事務所岳川原子力防災専門官、原子力規制庁福島地方放射線モニタリング対策官事務所高岡所長、相馬地方広域消防本部佐々木警防課長の3名が参加されておりますので御報告いたします。

次に、本日の部会の公開及び傍聴上の留意点等について御説明いたします。まず、公開につきましては、本日の部会の議事録を作成しまして県のホームページ上で公開いたします。また、傍聴につきましては、会議中は静粛に傍聴願います。また、携帯電話につきましては、電源を切っていただくかマナーモードへの設定をお願いいたします。皆様の御協力のほど、よろしくお願いいたします。また、本日の配布資料につきましては、次第の下側に記載してございます。不足等がございましたら事務局までお知らせ願います。

それでは、議事に移ります。部会長代理として、長谷川生活環境部長が議長を務めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○議長

それでは、議事を進行させていただきますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

早速、本日の審議事項、お手元の次第にあります「県民意見公募結果・委員及び市町村意見を修正案」につきまして、事務局から説明をしてください。

#### ○事務局

私、県の原子力安全対策課長の渡辺と申します。事務局を務めております。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、本日の議事でございますが、今お話ございましたように今回防災計画の見直しとしまして、緊急時モニタリングの実施体制、これの見直しを行っているところであります。昨年11月に修正素案の御説明を申し上げまして、それに対しまして県民意見公募あるいは委員の皆様、それから市町村の皆様から御意見をいただいております。その修正案ということで、本日お示しをして御審議をいただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最初に、県民意見公募の結果あるいは皆様からいただきました修正の方に入らせていただく前に、前回のおさらいの意味も含めまして、これまでの防災計画の見直し経過、それから今回のステップ3であります緊急時モニタリングの実施体制、この見直しの概要について冒頭で若干御説明をさせていただきたいと思っております。それでは大変恐縮ですが、座つ

て御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず、これまでの計画の見直し経過を御説明申し上げますので、お手元の資料の参考資料1とありますA3判の横の資料を御覧いただきたいと思っております。平成23年3月11日の発災以降、これまでの計画の見直し状況を時系列に整理した資料でございます。

まず、24年度9月からということになりますが、今回の震災にかかります初動対応の検証等を行ってまいりました。それを踏まえまして、昨年度9月にはステップ1として、この初動検証結果等を踏まえまして見直しを行ってございます。その後、右側中ほどにありますように、平成25年2月に国の方で原子力災害対策指針の改正等もございました。25年1月にはステップ2といたしまして、その改正指針等を踏まえた見直しを昨年度行ったところでございます。具体的に見直し内容について若干御説明をさせていただきます。

まずステップ1の見直しでございますが、これまで原子力災害等に備えました防災上の措置を講ずる区域を重点区域としまして、双葉郡の6町、原発から10キロ以内と震災前はしてございましたが、それを今回避難指示等がございました関係13市町村の全域に重点区域の拡大をいたしてございます。この重点区域の拡大に伴いまして、事故に伴います通報先等を拡大いたしまして、その通報連絡体制の強化ということで、衛星携帯電話の整備あるいは緊急連絡網の整備、そうした通信の不通時には、東京電力より連絡員を派遣するなど、体制強化を図ったところでございます。それからもう一点、初動対応の強化といたしましては、これまでの災害対策本部につきましても、それぞれ原発事故後を含めました、それぞれの班に機能を分割してまいりましたが、今回の震災、複合災害という状況を踏まえまして、大地震、大津波、そういった際にもこの原子力班を即時に設置するなど初動対応の強化、これらを計画の中に盛り込んだところでございます。

続きまして、ステップの2でございますが、先ほど申し上げました国の原子力災害対策指針の改正を踏まえまして、いわゆる即時避難区域等の設定をしております。PAZ、これは事故の際に予防的防護措置を準備する区域でございますが、これらにつきましては各原発から5キロ以内。またUPZ、緊急防護措置を準備する区域、これらにつきましては先ほど申し上げました暫定重点区域の13市町村と設定をさせていただいたところでございます。

また、緊急時の初期対応基準ということでございますが、事故発生時に避難等の必要性の判断をする基準をあらかじめ定めることによりまして、事故発生時に速やかに避難等の判断ができるよう、緊急時の初期対応基準、いわゆるEALというものを設定してございます。

それから防護対策基準でございますが、これは放射線等の現場によるモニタリングの実測値、こういったものにつきまして例えば500 $\mu$ Sv/hを実測した場合、数時間以内に避難を実施するなど、そうしたあらかじめ防護対策の基準を設定したというものでございます。これらをステップ2として昨年度改正を行ったところでございまして、今般の見直しにつきましては、その下にありますステップ3、モニタリング実施体制の強化、それについて現在御審議をいただいているところでございます。なお、裏面を御覧いただきますと、今申し上げました通信連絡体制の強化、衛星携帯電話ですとか緊急時連絡網、あるいは資機材の整備、こういったものについて今現在、各市町村それから関係機関の方と順に整備を行っておりますが、これらの詳細を記載してございましたので、後ほど詳細につ

いては御確認をいただければと思います。

それでは、続きまして、資料の1-3を御用意いただきたいと思います。資料の1-3、同じくA3判の横判の資料でございます。今回見直しを行っておりますステップ3の概要について、これも11月にお示しをしているところでございますが、簡単に改めて御説明をさせていただきます。

まず、修正の経緯等につきましては、先ほど御説明を申し上げましたので割愛をさせていただきます。1番の修正項目から御説明をさせていただきます。

緊急時モニタリングについてでございますが、ここでは緊急時モニタリングセンター設置ということについて今回考えてございます。このセンターにつきましては、国が設置するとされました、緊急時モニタリングセンターについて、その記載を行うということがございますが、この緊急時モニタリングセンターにつきましては、緊急時に設置される組織体制というふうにお考えいただければと思います。国は緊急事態となった場合に、原子力施設立地地域にこの組織体制を設置するということになってございますが、設置場所でございますけれども、現在オフサイトセンター内にこのセンターを設置するということを考えてございまして、御承知のとおり、現在大熊町にございましたオフサイトセンターは使用不可能となっておりますので、当面は現在の自治会館内に緊急時には設置することというふうに考えてございますが、現在、南相馬市、それから檜葉町にそれぞれオフサイトセンターの建設の準備を進めているところでございまして、建設が完了すれば、そちらの方にこのセンターを設置するというふうに考えてございます。

続きまして、「イ」のセンターの機能でございますけれども、このセンターにつきましては国が緊急時のモニタリングの統括、それから実施方針の策定等々、動員計画を含めまして準備をするということになってございますが、県や市町村におきましても、実際に地域における事情を把握しているという観点から、陸上でのモニタリング、そういったものについて主な役割を担うということになってございます。そのため、緊急時モニタリング計画の策定、あるいは重点区域内でのモニタリング、こうした住民安全の確保、被ばく防護対策上極めて重要なモニタリングを、県あるいは市町村のみなさんと担うということになってございます。また、この際集約されたデータにつきましては、これまでオフサイトセンターの放射線班に報告するものとされておりましたが、オフサイトセンターが今回十分に機能しなかった、そうした経験を踏まえまして、国の原子力災害対策本部にそうしたモニタリング等のデータにつきましては、直接報告され、公表するものというふうにされてございます。

続きまして、「ウ」のセンターの構成でございますが、構成機関としましては国、地方公共団体、原子力事業者、それからJAEA等の指定公共機関というふうになっておりまして、センター長としましては、原子力規制庁から派遣される職員、それからセンター長が到着するまでの間は、地元のモニタリング機関の長が代行するというところで、本県では原子力センター所長というふうに考えてございます。その構成としましては、資料の右上に図が記載してございますが、中ほどにありますように大きな枠の方ですが、現地におきましては御覧のようにセンター長のもとに企画調整グループ以下3グループが構成されるということになっておりまして、それぞれにグループ長がおかれるという形になってございます。それから上の四角が中央の組織を示してございますが、この本部の事務局は緊急

時対応センターに置かれますけれども、ここが先ほど申し上げました緊急時モニタリング実施計画の策定、あるいはモニタリング結果の集約した取りまとめ公表を行うということになってございます。

次に（２）の対象区域の拡大でございますが、これは先ほど防災計画の見直しのステップ１におきまして、重点区域を従来の１０ｋｍから関係１３市町村の全域に拡大したというふうに申し上げました。この緊急時のモニタリングの対象としましては、今申し上げました１３市町村の全域が対象とされるということでございます。更にそれが下の図、円の範囲から黄色い範囲に変わったということでございます。更に県全体が水色に色付けをされておりますが、これは御承知のとおり、このたびの災害におきましては、放射性物質の影響については先ほど申し上げました範囲を大きく超えまして県内全域に広がっております。ですので、避難時の判断をするためのモニタリングにつきましては、御覧の黄色い範囲、全１３市町村、それから影響を把握するためのモニタリングとしましては、県全域というような色分けがされているところでございます。

裏面を御覧いただきたいと思っております。（３）の実施体制の拡充でございますが、今申し上げましたモニタリングの対象区域が大きく拡大してございます。このため、今回の原子力災害を踏まえまして、県内におきましては現在、県庁保健福祉部、あるいは農林水産部、商工労働部や水道事業者のみなさまと放射線モニタリングの測定分析体制が構築されておりますが、緊急時モニタリングにおきましては、やはり避難等のための空間線量率の把握に加えまして、飲料水や農林畜産物、こういったものも摂取制限の判断を行う必要もあるということでございますので、例えば保健福祉部が市町村、あるいは水道事業者と連携して、現在構築しております飲料水の分析体制、あるいは農林水産部が構築しております農林畜産物の分析体制を今後緊急時においても活用してまいりたいというふうに考えてございます。

また、空間線量率などの測定につきましては、やはり迅速に実施するということが重要でございますので、各市町村においても今回役割をお願いしたいというふうに考えておりますが、なお、その際には現在御承知のとおりモニタリングポスト、リアルタイム線量計などの自動連続測定装置が県内には広く設置されておりますので、緊急時においても極力そうしたものを活用して、人手による省力化、測定の合理化等、連続監視の観点からもそういったものをしっかり図ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、「イ」の機関単位でのモニタリングというところでございますが、従来モニタリング要員につきましては、一旦大熊町にありました原子力センターに全体が参集して指示を受け、分析測定を行うという体制でございましたが、今回モニタリングセンターの方に参集しますのは、原則として先ほど御覧いただきました企画調整グループ、あるいは情報収集管理グループといたしまして、実際測定を行う測定分析グループにつきましては、指示を受けながらそれぞれの分析機関を中心として、直接現地で活動するものとしたしまして、こうしたことによりましてモニタリングの活動開始までの時間の短縮、あるいは結果が出るまでの時間の短縮、そうした迅速化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に（４）の緊急時モニタリング実施にあたっての課題でございます。現在、国の指針等におきましては、避難等の基準につきましては即時避難の $500\mu\text{Sv/h}$ 、あるいは

一時避難の  $20 \mu\text{Sv/h}$ 。そうした考え方が示されているわけですが、現在、本県内では放射性物質の飛散等によりまして、空間線量率が当然原子力災害前より高くなっている現状があります。そうしたことも踏まえまして、それらの指針に示された基準の適用、それから飲料水や農林畜産物などの摂取制限の場合につきましても、指針等で謳われているわけではありますが、現在そうしたものよりも厳しい基準で県内では対応している面もございます。今後の緊急時に判断基準が大きく変わることは、やはり混乱を招く懸念がございますので、県としては暫定的に食品衛生法の基準を設定する、あるいは、そういったことを対応してございますが、国に対しては引き続き、本県の現在の基準を踏まえた基準・指針査定、そういったものを求めておりまして、それを踏まえて対応を行ってまいりたいと思います。

それから、「その他」(右上)でございますが、これにつきましては同じく今見直しを行っております、地域防災計画の震災対策編そういったもとの整合を図ってまいるところでございます。

今後の見直しの進め方でございますが、今ほどのステップ3までが本日の議事でございますが、今後見直しにつきましては、(1)にありますような重点区域の暫定設定から本格設定への移行。これにつきましては、現在事故を起こしました原発、それから長期停止炉がある原発、そうした本県の実情をふまえた指針の速やかな策定等を求めながらそれを踏まえて本格設定を行ってまいりたいと考えてございます。

それからオフサイトセンターの運営方法ですが、先ほどオフサイトセンターを新たに2点、準備を進めていると申し上げましたが、体制としまして、例えばこの2つの発電所(第一原発、第二原発)が同時発災した場合の組織体制、運営方法を、そうした最大限に災害が起きた場合の対応方法というのについてもしっかりと、検討してまいりたいと考えております。

それから最後の(3)でございますが、安定ヨウ素剤につきましては、事前配布等につきまして現在関係市町村の皆様の意向をお聞きするなど調整を進めておりますので、これも次回のステップ4においてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

これまでが、計画の見直しあるいは今回のステップ3の内容の概要ということで御説明をさせていただきました。

それでは引き続きまして本日の議題であります、こうした修正素案に対します県民意見公募、あるいは県民の皆様、市町村の皆様から頂戴した意見を踏まえました修正について御説明をさせていただきます。

それではお手元の資料No.1-1を御覧いただきたいと思います。

前回御承認いただきました修正素案につきまして、その際いただきました御意見等を踏まえた修正を行ったものを12月6日から1か月間、県民意見公募、いわゆるパブリックコメントを実施いたしました。またあわせて、その間県民の皆様、それから市町村の皆様、あるいは関係機関の皆様からも御意見を頂戴しております。その結果「2番」には、委員の皆様からの御意見でございますが、まず県民意見公募につきましてはホームページ等で意見をするというところでございますが、件数としましては「ア」の欄にありますように、1件でございます。それから「イ」の皆様からの御意見としましては6件、今回計画に反映させていただく予定としますのは3件、あるいはその他ということで3件でございます。

それから市町村の皆様からは4件頂戴いたしまして、計画の反映1件、それから次回以降の反映1件、それからその他ということで2件、合計で11件ということでございます。

続きまして、これは御意見の内容、それからその御意見いただいた内容に対します修正案等について御説明をさせていただきます。

恐縮ですが、資料の1-2-①を御覧いただきたいと思います。

まず、左肩に番号が1番からふってありますが、番号1番、これが今回パブリックコメントで寄せられた御意見でございます。内容につきましては、SPEEDI及びモニタリング結果の公表についての御意見であります。御意見の趣旨といたしましては、SPEEDIの分析・計算等を迅速に行う・公表すべきであること。それからモニタリング結果とともに県民の皆様が携帯電話やスマートフォンで情報を容易に取得することができる。そうしたことで住民の避難体制にしっかりとつながるようにすべき、との御指摘の内容でございます。

これにつきましては事務局の考え方でございますけれども、緊急事態に至った場合、直ちにSPEEDIの運用機関、原子力安全技術センターというところでございますが、直ちに計算を国の方から指示がありまして、それにつきましては試算結果までには概ね15分程度というふうに想定されておりますが、即座に計算いたしましてその結果を速やかに配信するということになっております。結果は国あるいは県、それから県を通じて市町村の皆様あるいは関係機関等に直ちに配信されるように定められておりますとともに、国の防災基本計画、あるいは私ども県につきましては、地域防災計画の規定によりましてホームページ等にて公表することと定めております。なお参考ですが、現在福島第一原子力発電所につきましては緊急事態が継続しているということから、国におきましてSPEEDIの予測計算結果、これを現在ホームページに掲載し1時間ごとに更新をしております。また、モニタリング結果につきましても国・県ともに結果が分かり次第ホームページで迅速に公開をしておりますが、御指摘をいただきますとおり発災時におきましても速やかな分析・公表で対応していきたいと考えております。

次に「2番」でございます。これは先ほど御説明申し上げました緊急時モニタリングセンターの機能に関する御意見を頂戴しておりますモニタリング結果の公表の管理についての御意見でございます。公表につきましては、特に現地では公表しないのかという御指摘でございますが、これにつきましては右側の「対応」のところでございますけれども、今回の大震災の際には現地でのモニタリング結果、これにつきましては、通信不通などによりましてオフサイトセンターから中央の災害対策本部（いわゆるERC）へ伝達がされずモニタリング結果が避難等に活用できなかったということの反省・教訓も踏まえまして、今般の修正ではここにありますように国での公表に加えまして、現地のオフサイトセンターでも公表するというようにいたしております。

なお、原子力災害時におきましては避難、それから摂取・出荷制限等の防護対策の判断基準となる緊急モニタリング以外にも様々なモニタリングのニーズがあるということでございます。例えば、現在米などの検査についても県の方で独自に実施し公表しているというところでございます。このように発生の際には必要に応じ継続時のモニタリングを行い公表してまいりたい。その点についてもしっかりとまいりたいと考えてございます。

次に、裏面を御覧いただきたいと思います。「3番」でございます。UPZ 暫定重点区域

における屋内退避の避難でございますが、先の大震災の際にはモニタリングの数値のみの公表ということで混乱が生じたという御指摘がございます。今回そうしたものを防ぐような体制となっているのかという御指摘でございますが、背景としまして当時、避難等の指標となる基準につきましては、いわゆる予測線量、実測値でなく予測線量に基づいて判断を行うというような基準でされておりましたが、そのため現場でモニタリングを行った線量いわゆる実測値では、そのまま比較ができず避難の判断が困難であったということを踏まえまして、平成24年10月に作成されました国の原子力災害対策指針におきましては実際に現地で測定した実測値、これで避難等の判断ができるよう基準値などを設定されたところでありまして、これを踏まえまして私どもの計画の方も改定をさせていただいておりますので、迅速かつ的確に判断されるようしっかりと対応してまいりたいというところでもあります。また現在、測定結果については評価結果も含めて公表するというようにさせていただいております。

それから「4番」でございます。今回特定秘密保護法と緊急時モニタリング、いわゆる情報の公開の関係で御指摘をいただいております、この緊急時モニタリングにつきまして、特定秘密法に該当しない、それが担保されるのか等々の御指摘でございますが、先の国会の法案審議におきましては原発事故の情報、SPEEDI情報等も含めまして特定秘密の対象とならないとの審議の中での答弁がなされているところでありまして、もちろんのことこうした緊急時モニタリングの事故の際の情報につきましては保護法の対象とはならないと考えておりますが、これまで同様、国・東京電力に対しましては適正かつ迅速な情報提供というものをしっかりと求めてまいりたいと考えております。

それから「5番」の環境放射線モニタリングの整備についての御意見ですが、原子力災害対策指針におきましてSPEEDIの名称が今回用いられていないということから、県もそれに合わせて防災計画からこの名称を削除しているところですが、これについては従来通りで良いのではないのかという御指摘がございました。確かにこのSPEEDIにつきましてはやはり名称が広く知られておりまして、そうした計画上におきましても、わかりやすい表現という観点から御指摘の通り、SPEEDIの記述を従来通り残すこととさせていただきたいと思っております。

それから大きな「6番」、これはモニタリング体制の組織に関してですが、センター長補佐、モニタリングセンターにはセンター長の下にセンター長補佐を4名置くという計画の記載がございましたが、あくまでも組織図であるため、センター長補佐のところだけ人数が入っておりました。そうした人数の記載は不要ではないかという御指摘をいただきました。確かに他のチーム等々のバランスも考えますとここだけ人数が入っておりましたので、御意見を踏まえ、人数についてはその下のマニュアル等に基づくこととしまして、組織図から削除させていただきたいと思っております。

それから「7番」。測定結果の共有でございます。モニタリング結果の評価、これは先ほども御説明しましたように情報を中央の原子力災害対策本部に送って、そこで評価・公表ということでございましたが、やはり現地の状況を踏まえたデータの妥当性・評価、やはり現地の緊急時モニタリングセンターの方がより適切に簡単に行えるということも十分に想定されますことから、また、この現地のセンターにも専門家の皆様が参画することなどもございまして、現地においても必要な評価を行ってまいりたいという観点から、

御指摘のとおりこの記載にありますように、緊急時モニタリングセンターにおきましても原子力災害対策本部とともにモニタリング環境化を行いたいというふうに修正をさせていただきたいと考えてございます。

以上、パブリックコメントそれから議員の皆様からの御意見の対応でございます。

続きまして、長くなって大変恐縮ですが、資料の1-2-②を御覧いただきたいと思います。こちらは市町村の皆様からいただいた御意見についてまとめたものでございます。4件書いております。

まずは1点目、1番。広域避難につきまして現在関係市町村の皆様と広域避難計画の策定作業を進めさせていただいておりますが、それに先立ちまして暫定避難手順等を協議させていただいてございました。その際、広域避難者の受入れにつきまして、またその避難所の開設につきまして市町村が対応不能の場合に県が開設するのではなく、やはり県が能動的に避難所等の開設をするべきではないかという御意見でございました。これに対しましては、現在策定を進めております広域避難計画におきまして、広域避難の実施時には策定の時点で県有施設も含め、あらかじめ設定された避難先施設を開設するという形で計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、県有施設についても速やかに開設しながら、また、市町村の皆様と連携しながらこうした広域避難にしっかり対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから続きまして、2番のスクリーニングの実施でございますけれども、その際、広域避難を想定した場合に避難者に対するスクリーニング及び必要に応じた除染、それを具体的に記載する必要があるのではないかというような御指摘でございます。御指摘の通りでございます。ただこれにつきましては、今申し上げました策定を進めています広域避難計画、これを踏まえまして、その広域避難計画ルートの中でスクリーニング場所を設定するかということについてもあわせて検討をするというふうに考えておりますので、それらを具体的に緊急避難区域活動マニュアル、あるいは地域防災計画にしっかりと反映してまいりたいと考えております。なお広域避難計画については、現在の本年度内の策定を目処に策定を進めているところでございます。

それから大きな3番。学校、社会福祉施設、病院施設、それぞれ避難計画がございます。これらの施設につきましては、その計画を策定するにあたって県の役割等をこの防災計画にもしっかりと記載すべきではないかという御指摘がございます。御意見を踏まえまして、一般災害対策編との整合を行い、学校、社会福祉施設、病院施設における避難計画という記載がございますが、その中に県や関係団体は計画の作成に助言や協力、調整を行うということで文言を追加記載させていただきたいと考えてございます。これらの施設の計画策定に対しましては、県の関係部局等と連携して支援を進めてまいりたいと考えてございます。

最後に大きな4番でございます。広域避難におきます県内避難につきまして、これは市町村間で直接協議する。あるいは県内避難は市町村が県に対し受入れ等を別途、協議を求めとなっておりますが、広域避難にかかる県の役割についての御指摘でございます。広域避難（右側でございますが）、広域避難実施の際には広域避難計画に基づきまして、あらかじめその避難元あるいは避難先等のマッチングを行うわけですが、そうした計画に基づきまして実際の事故の際、避難の受入れが計画に基づき実際に可能かどうか、それにつ

いてはしっかりと県が各市町村間の調整を行うことというふうに考えてございまして、その計画通りに万が一避難の受入れが実際の場合におきましても、当然のことながら各市町村間における調整は県が行ってまいりたいと考えてございます。また、県外の市町村との避難等に関します協定状況の把握についての御指摘につきましては、県におきましても各市町村のみなさんのこうした協定状況については適時把握することとしています。現在も紹介をした結果のとりまとめなどを行ってございしますが、そうした適時把握することによりまして、実際の発災時に必要に応じて県が他都道府県との調整を行えるような準備を進めてまいりたいと考えてございます。その際は、5県協定、あるいは8道県協定、それから発生時のオフサイトセンターを介した調整ということになりますが、具体的な避難施設等の調整、そういったものを事前に調整を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上が皆様からいただいた御意見に対する県事務局の考え方でございました。あと最後に、資料1-2-③で関係機関の皆様から計画に対します文言修正等の御意見をいただきましたが、これについては記載のとおり修正させていただきましたので、説明の方は割愛させていただきます。

以上長くなりましたが、説明を以上とさせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○議長

それでは委員の皆様方から御説明につきまして、御質問、御意見等をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### ○立谷委員

市長会長となりましたのでその立場で発言させていただきたいと思いますが、先ほどのモニタリングの説明の中で被災、発災時に相馬市長としてですね、いろいろと苦勞したこともありましたので、そのことを踏まえてお考えをお聞きしたいと思っております。

公表につきましては、県が公式に公表してくれるというのは大変有り難いのですが、昨今では大抵、線量計を市町村で持っておりますから、ちなみに震災時には相馬では病院にあった1台だけでしたけど、現在は大抵持っております。ですから、緊急時にはですね、自分らの判断ということが必要になってくると思うんですが、その際には、先ほどの説明で、あるいはこの全体的な説明で、判断という言葉が出てくるんですね。厳しい話かもしれませんが、パブリックコメントの3番目に、実測値で避難等の判断をすることになりますという文言があるんですね。実際、原発事故直後なんですが、どのように処したらいいのか、その判断がなかなか既存自治体では難しいんですね。でも住民からは聞かれるんです、市長さんどうしたらいいのか。私はあのとき、県の方に何度か尋ねたんですね。国の方にも尋ねましたけど、それは市町村独自で判断してくださいということをするんです。これはある意味、非常に酷な話であって、私、本職医者でありますから多少の知識はありましたけど、放射線の専門家ではない。この判断というのは一体どこでやるんだろうか。もしもですね、この判断ということが被災者の方々、つまり対象地域にいらっしゃる方々に情報を適切に提供する、市町村も提供するということになると、その判断をするのは県民一人一人ということになるわけですね。県民一人一人の自己責任で判断をするということで、果たしていいかということはずっと考えてまいりました。

相馬市では国の基準にしたがって判断せざるを得ないと。そういう対応をとってまいりましたけども、やっぱりそれでも自己判断で避難する人もいるし、留まる人もいるし、そうなりますとですね、自己判断となったときに、自己判断をするだけの知識が県民にはあるのか、ということが大きな問題になってくるかと思えます。それで私、今日この会にでてくるにあたって、これをずっと見てきたんですけど、今までの計画の資料について何点か皆さんにお聞きしたいところがあったんですけど、1つは放射能に関する知識の普及を図らなくてはならないというところがあるんですね。しかしながら、知識の普及ということについて、今後どのような、県民に対する放射能教育を考えていらっしゃるのかということです。この判断は一人一人最終的な自己責任という前提に立っているんだろーとは思いますが、だとしたら判断を、できるだけ知識をしっかりとって放射線を適切に避けるというのが一番必要になってくると思うのですが、そのための知識の普及ということについて、それが前提にならないと判断という言葉が生きてこない。これを市町村にやれというのは酷な話かもしれませんが、現実的には市町村において行われたというのが現実なんですね。

こんなことがありました。3月14日だったんですけど、アメリカ軍がですね、80km圏内はみんな逃がしたんですね。そのとき、自衛隊の方々が百何人、相馬市の建物の中に入ってきまして、私に市民全員避難させろと言うのです。夜の9時にですね、市民にさあ皆逃げるぞと、行き先も言わずにさあ逃げるぞと、こんな混乱はどこにもないわけですね。2次災害がでるかもわからないのに、私が国に聞いたらわからないという。県に聞いてもわからないという。結局相馬市が、市長として私が判断せざるを得なかったわけですね。これは非常に酷な話であります。そのとき線量計を持ってました。相馬の市役所前は1.25  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 。逃げる必要がないと最終的には、そう考えたのですが、しかしながら、こういう時に最初に欲しいなと思ったのが、国、県の基礎自治体に対するアドバイスが欲しかったなということをおもいますね。しかし、県にしたって各市町村に対して、この位ということが適切かどうかということが非常に難しいと。

さっき、もうひとつ聞いたのが、即時避難が500  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 。一時避難が20  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 。私、これは現実的ではないと思います。500  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ といいますとね、年間に換算すると2000  $\text{mSv}$  超えちゃいますね。これは現実的ではないですね。一時避難の20  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、これも年間に換算すると相当高くなりますから。78、90ぐらいになりますから。ということになりますと、90  $\text{mSv}$  ぐらいになりますから、これはやはり適切ではないということですね、できればそうなった時のことを考えて、基礎自治体として判断できるだけの現実的な対応をしていただきたいということをおもいましたし、そうなった時のことを実際考えた場合に、基礎自治体は相当な右往左往をするという現実があったわけですから、そのことを踏まえてこの計画に具体的な糧としていただきたい。話は長くなりましたが、私の経験も踏まえて御意見申し上げさせていただきました。

#### ○議長

事務局からお願いいたします。

#### ○事務局

県の原子力安全対策課、主任の阿部と申します。

ただいま御指摘いただきました質問につきまして、1つずつお答えしたいと思います。

まず、放射線に関する知識の普及につきましては、どのようなことを考えているのかということでございますけど、震災前から原子力防災ということに限ってお話をいたしますと、放射線の基礎知識ということもございまして、発電所のプラントのリスク、事故の際の周りへの影響。その辺についての内容につきまして、周辺の方々には防災訓練等を通じましてお知らせするとともに、周辺の住民の方々への講習会であるとか研修会などを通じまして、広くお知らせをしてきたところではございます。

震災後につきましては、そういう観点での新たな防護区域とか新たな避難等の基準、そういうものに対する住民の方々への十分な周知、広報ができていくかという、今後の課題ということもございまして、今後その辺については積極的に避難等の仕方、事故等を踏まえて、どのような形で今後の防災対策を住民の方にとっていただくか、という知識については、今後普及をしてまいりたいというふうに考えております。

今の付け加えますと、防災という観点ではございましたけども、現実的に今、福島県内で放射性物質が拡散している状況でございますので、住民の方々には様々な知識を有した大学の先生とアドバイザーの方々を講師等に派遣いたしまして様々な研修会等をやっております。また、必要なパンフレット等を作りまして関係機関の方にお配りするというような取り組みもしてきておまして、防災に限らず健康面でも知識の普及ということについても取り組みをしてきているところではございまして、その辺の知識は今後の災害対策にも役に立つ部分もあろうかなと考えております。

それからもう一つ、先ほど御指摘いただきました最終的な避難であるとか、そういった指標が出ており、誰が最終的に判断をするんだということですが、現在の原子力防災対策の仕組みの中では、測定したデータであるとか、発電所の異常状態につきましては、最終的には国の方に集約されまして、国の原子力災害対策本部長の方から指示が出るという仕組みになっております。従いまして、国の方から指示を受けて自治体、道県、市町村さんの方で、必要な住民に対する指示を行うという仕組みになっております。ただ、一方では御指摘にもありますように具体的な避難に関する、 $500\mu\text{Sv/h}$ でありますとか、 $20\mu\text{Sv/h}$ とか具体的な基準が決まっておりますので、万が一、国等からの指示が来ない場合でも、県なり、市町村なりの方で判断ができるというような仕組みになっております。万が一、国の方と連絡が取れなくて、現場で判断せざるを得ないという場合につきましては、市町村、県の方で判断して避難等の指示が出せる仕組みができていくところがあります。

それから、 $500\mu\text{Sv/h}$ とか $20\mu\text{Sv/h}$ という数字が現実的ではないのではないかという御意見でございましたけども、現状からみると、かなり高い数値という御指摘はごもっともかと思えます。そういった数値になるまで住民の方々をそこに留めておくのかということになりますと、当然、事故の進展予測等を含めまして速やかに移動ができるような準備を、あらかじめこの線量になる前に事故の進展等を合わせて進めておくというのが現実的な対応になるかと思えますので、そういった事前の動きについてはこの数値にとらわれずに、迅速な避難等につなげていくというのが必要な取り組みかと思われます。

今、申し上げましたような内容につきまして、地域防災計画の原子力災害対策編の方に反映する形で盛り込んでいくところではございまして、今回のモニタリングの結果につきましても、結果のとりまとめ、判断をしていくということについては、従来は中央に一元化

をして、中央で判断をするということで、今回の震災では、中央の方にデータが上手く行かなかったという経験もございましたので、現地の方でもデータを公表して、そこで必要な判断をしていくということで、前回の震災のような経験を踏まえた問題点につきましては今回の中では、現地で公表して現地でも判断できるということで、一定の対応は図ったところでございます。以上でございます。

#### ○議長

市長さん。座ったままで結構でございます。

#### ○立谷委員

私ばかり発言して申し訳ないのですが、こういうことがあるんですね。相馬の水道水。これは私が社長をやっている相馬水道企業団というところが水を供給しているんですね。水源地が飯舘村にある。飯舘村は皆さん避難しているところですから、市民は心配するんですね。とにかく徹底的に水のBqを測ってですね、これを公表している。しかしながら現実はどうかということ、相馬市民の相当の多くの人、4割とかその位の人が水を買って飲んでいるんですよ。これは気分の問題かもしれませんが、やっぱり私は相馬市の放射線教育を市が独自で随分やってきました。集落ごとにやって、学校の学年ごとにやって、随分やってきたんですけど、それでも一般の市民はBqとSvとの違いが分からないんです。放射能と放射線の違が分からないんですね。これが現実なんですね。ですから私は放射線教育というのは相当積極的に、頼まれたらやるという姿勢ではなくて、計画に書いてあることですから、相当積極的に能動的にやっていかないと、相馬市民が買った水を飲んでいる状況でですね、相馬の魚を東京の人が買って欲しくないのが悪いといっても、非常に説得力がないと思っています。これは相馬市の責任なんで、私の責任ということになりますけれども。これは一つ県全体を挙げて取り組まないと。この前、喜多方市長選の応援で喜多方の酒屋に行ってきたんですけど、喜多方で酒の売上げが4割落ちたんだそうです。これは放射線教育というところに一つの大きなポイントがあるんじゃないかと思えますので、その点について、ひとつ積極的にやっていただきたいと思えます。

先ほどの500 $\mu$ Sv/hの即時避難と、20 $\mu$ Sv/hの一時避難の問題ですけど、これはいざとなった場合に基礎自治体としては、我々は放射線の専門家がいるわけではないですから県を頼りたいんですね。県に専門家がいるわけですよ。ある程度、県の方で本県なりのアドバイスの基準というものを作っていただければ有り難いんですね。一時避難が年間90mSvにならんと一時避難にならないというのは判断にならないですね。20 $\mu$ Sv/hあったら、10 $\mu$ Sv/hでもさっさと逃げ出すと思いますよ、県民は。5 $\mu$ Sv/hでも逃げ出すでしょうね。そこら辺のところを現実を踏まえて予防的な観測という意味でのアドバイスの指標を是非作っていただきたいと思えます。国が決められていることに対して、自治体が勝手にやるというのは問題かもしれませんがね。ですが、この予防的な形でのアドバイスの指針というものは、あってもいいんだとは思うんですね。実際の2年10か月前の経験から申し上げますけど、そのことは是非お願いしておきたいところであります。以上でございます。

#### ○議長

まずは放射線の知識の普及ということでお話をいただきました。事務局からもお話をさせていただきましたけど、今お話のとおり、県の中でもそれぞれの部局で関係するセミナ

一であるとか、専門家の派遣であるとか、そういう形でやっております。また、市町村の方でやられている。あるいは、県の方で主催する形でもやっていますが、今お話のとおりその辺はトータル的にさらに充実していくということで、非常に大事な部分を御指摘いただきましたので、その辺については、引き続き充実するかたちで考えていきたいというふうに思います。

また、避難の部分でございますけど、ここについては、今回、モニタリング、それから今回の震災の中でモニタリングの体制、あるいはその情報が、通信連絡網も含めて非常に脆弱だったということで、そういったものをこれから強化していくと。今回のモニタリングについても強化をして、速やかにその判断にいくための体制作りということで、今回、お示ししています。その中で基準、こちらについては前回の見直しの中です、国の基準に従って、見直しをさせていただいたところでございます。ただ、今お話がありましたように早め早めにですね、対応していくというのは非常に大事なことでありますので、今のお話を含めて実際のさらなる運用に向けてですね、早め早めの対応を含めて、検討させていただきたいと思います。

#### ○議長

事務局いかがでしょうか。

#### ○事務局

ただいまの2件の部分につきましては、私も日頃の知識の啓発、健康への不安を抱える皆様へのしっかりとした啓発、それから避難にあたりまして早め早めの対応ということで、今後の具体的な広域避難計画、あるいはモニタリングのマニュアル。こういったもので運用を決めてまいりますので、今の御意見を十分踏まえまして、しっかりと、各関係部局とも連携を取りながら対応を十分検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

#### ○議長

更に御質問、御意見等お願いいたします。

#### ○桜井委員代理

事務的な質問で大変恐縮なんですけれども、資料の1-3、2ページ目の右側に今後の進め方ということで、3番目に安定ヨウ素剤の配布・備蓄の構築ということでステップ4で今後、検討していくということですが、南相馬市は昨年12月の下旬に原子力災害対策の計画につきまして、市の防災会議で最終的な承認をいただきまして決定したところでございます。その中でこの安定ヨウ素剤につきましては事前配布ということで方針を定めた、位置づけしたということになっておりまして、引き続きこちらに書いてあるのが、市町村、国等と十分協議の上、ステップ4において検討していくという明記がございますが、今の段階で具体的なスケジュール等厳しいかもしれませんが、概ねで結構でございます。今後のスケジュール等、このステップ4のですね、それから市町村の役割等のイメージ等、考えていらっしゃるれば教えていただければと思います。

#### ○議長

事務局の方でお願いいたします。

#### ○事務局

地域医療課の伊藤です。今ほどの安定ヨウ素剤の事前配布・備蓄というところですが、南相馬市さんの方は防災会議で、もう既に事前配布という方針を定められているということですが、県におきましても今現在、各市町村さんの方に出向いて状況とか意向とか、そういうところをお聞きしている段階でございます。その一方で県としてそういうところを踏まえて、どういう方針なり進め方も含めまして、どういう対応をするかということを検討中でございます。スケジュール的というところですが、こちらもステップ4に合わせて来年度の改正に向けて対応を今、検討しているところで、申し訳ありませんが具体的にいつまでというところは今の段階ではお示しできないということで、大変申し訳ございませんが御理解いただきたいと思っております。ただ、私たちの考えをまとめている段階の基本的な考え方としましては、まずは皆さん、市民の方、県民の方の安全・不安を解消ということも踏まえて、まず国の方針、指針がございまして、それはそれとして福島県としてどういうふうな形で対応を考えていくべきかということ念頭に計画づくりをし、それを踏まえてマニュアルとかを改正していきたいと思っております。まだお示しできなくて申し訳ないのですが以上です。

○議長

よろしいでしょうか。ほかに皆様の方から御意見、御質問等お願いいたします。

それでは南相馬市さんお願いいたします。

○桜井委員代理

大変申し訳ありません。一緒に御質問すれば良かったのですが、もう一点ですけれども、今回の緊急時モニタリングに関しまして、資料1-3の1ページの大きな1の(1)、「イ」にセンターの機能の記載があり、中段ほどに地方公共団体が緊急時モニタリングを実施するというような明記になってございます。それから2ページの左上の方にも(3)の「ア」の実施体制の拡大の中にも、下から2行目ほどに市町村においても緊急時モニタリングを担うと、実践的な実施体制を構築するというところで、市町村の役割も大きいのかなと捉えたんですけれども、この辺の市町村の具体的な役割といたしますか、範囲といたしますか、その辺のところは今後、具体的な運用マニュアルといたしますか、実施計画といたしますか、作成した中なかでやっていくのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長

事務局の方からお願いします。

○事務局

放射線監視室の渡辺と申します。ただ今の御質問の緊急時モニタリングの市町村さんの役割ということでございますが、先程の事務局からの説明の中で、基本的にはモニタリングポストあるいは可搬型、それからリアルタイム線量計をつい最近370弱ほど各市町村さんからの要望を踏まえて追加で設置しましたので、現在、県内全部で3300位の数になってございます。基本的にそのほとんどは所要電源を必要としない太陽光のバッテリー等で24時間測定を現在もしております。基本的には、今後ともそういったもので、万が一の時も含めて測定をしていくと。ただ、どうしてもそれで補えないところについて、場合によっては、我々県、あるいは国、関係機関が測定をするまでの間、例えば市町村さんの方にそのエリア内を何か所か測っていただくとかいうようなことを想定して、今現在具体的に1市町村当たり、例えば前回会議では概ね3名程度ということでお示しはしており

ますが、今回新たにリアルタイム線量計等が追加整備されたこともありますので、再度精査をしながら必要最小限で対応していただける部分、その辺を今後具体的に示していきたいと思っております。以上でございます。

○議長

今の御質問、御意見については、その辺の具体的な体制等については、マニュアルとか何らかの形で定めていくのかということもありましたので、その辺はどうですか。

○事務局

大変失礼しました。当然マニュアルという形で具体的にお示ししていきたいと思っております。

○議長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○吉田委員

安定ヨウ素剤の配布のことについて、皆さん御心配なさっていることなんですけれども、原子炉のことについては、私も専門家の端くれなんですけれども、今現状の福島原子炉について言いますと、福島第一、第二とも、停止してから3年近く経っていますので、福島原子炉の中にある核燃料の中にはヨウ素はございません。全く無いとは言えないんですけれどもほとんど無いに等しいです。したがって何らかの異常や事故が起こったとしても、現状の福島原子力発電所の状態が維持されるのであれば、ヨウ素を服用するような事態に立ち至ることにはならないと思います。その辺をお考えに入れて、安定ヨウ素剤をどうなさるかを御検討されるのがいいのかなと思います。安定ヨウ素剤はヨウ素ですからヨウ素にしか効きませんので、セシウムとかの被ばくを低減するものではございませんし、その辺も判断の材料としてお考えになった方がよろしいかと思います。ちょっと原子力のことを知っている者として、皆様の検討の判断の材料としてお話したいと思っております。以上です。

○議長

事務局の方から。

○事務局

それでは今程、委員の方からあった安定ヨウ素剤について、服用するような事態にはならないだろうということでしたが、まず私どもとしましては、100%でいいのかでないのか、100%と言い切れないのであれば、判断の基準もあるでしょうが、まずは県民の方の安全安心を確保するという観点からも、配布は必要ではないかということで今考えている状況です。今お話あったことも踏まえて、御意見等を踏まえて、今後更に検討を進めていきたいと思っております。

○議長

立谷委員をお願いします。

○立谷委員

安定ヨウ素剤の話がでましたけれども、甲状腺のヨウ素のプールを満タンにしておけば入ってこないという理屈なんですけれども、同様の理論でワカメとかノリを日頃から食べておけばいいんです。ワカメ、ノリを食べましょう運動みたいなことやらないと。逆に、チェルノブイリで甲状腺ガンが増えたかということ、あそこは内陸部でもともとヨウ素の慢

性的な不足状態でそこにどんどん入っていったという、そういう現実がありますから。今、甲状腺の検査をやってますけれども、3年位で結論がでるものではないと思いますが、確率的には、統計学的にはそんなに増えてないだろうということが類推されています。将来のことを見ながら判断すべきだろうと思うんですけれども、反面、水道水のベクレルの話ではないと思うんですけれども、やっぱり不安みたいなものも甲状腺対策の一つなんです。不安対策も一つ。ですから理屈では福島県は海に面しているし、日本人はノリやワカメをたくさん食べるしという理屈があっても、やはり精神安定剤としてのヨウ素の服用体制というのは、ある意味ではあった方がいいのではと思います。わかっていながら否定するものではない。それはそれなりに効果のあるものと思っていますので、ワカメを食べながら更に準備をするようなそういう形がいいのではないのでしょうか。

#### ○議長

吉田委員、立谷委員から御意見いただきました。事務局の方で、今後更に安定ヨウ素剤については検討するという事ですので、そちらについては、できるだけスピード感をもってお願いしたいと思います。

その他ございますでしょうか。なければ、いろいろと御意見いただきましたけれども、この見直しにつきましては、原案のとおりで手続を進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは了承いただいたということで、今後の手続について、事務局の方から願います。

#### ○事務局

それでは今後の手続でございますが、今回の修正案につきまして、本部会です承を頂戴しましたので、来月の2月に開催を予定してございます、福島県防災会議におきまして、これとは別途検討されてございます、一般災害対策編、それから震災対策編の修正案とともに、最終的な御審議をいただき検討させていただきたいと思っております。来月2月に開催予定の福島県防災会議で御審議を頂戴したいと思っております。以上でございます。

#### ○議長

それでは次に、その他で原子力防災広報訓練実施結果について事務局の方から御説明をいたします。

#### ○事務局

それでは、お手元にお配りしている資料の中の参考資料の2と右上に書いております、タイトルは、平成25年度原子力防災広報訓練結果報告書という報告書によりまして御報告させていただきたいと思っております。

この訓練につきましては、前回第1回の部会におきまして、12月の下旬に実施をするというお話をしておりました。その結果について簡単に御説明をさせていただきます。

まず、見開きまして1ページの所でございます。この訓練は、震災前には、県といたしましては、総合的な住民避難を含む防災訓練を平成14年度以降は毎年実施してきたところでございましたが、震災後につきましては、応急対策を優先するという事で訓練の方は実施していなかったところでございますが、昨年度、地域防災計画についても見直しをいたしまして防災体制についても、再度計画の方が整ったということで、今年度から通報連絡訓練、更に今回の広報訓練というものを行った次第でございます。

この訓練の内容につきましては、1 ページのところにございますように、想定事象といたしましたところにございます。浜通りを震源といたします震度6強の地震、それに伴う原子力発電所のトラブル、具体的には燃料プールの水低下によりまして、全面緊急事態にいたったという想定の下に、今回、第一発電所、第二発電所周辺5km範囲内に避難指示が出たという想定で訓練をしたところにございます。

訓練の実施日時は下にありますように12月26日午前中に実施をいたしました。今回の参加機関につきましては、次の2ページ目にございますように、15機関、県の他にオフサイトセンター、規制庁、檜葉町さん、富岡町さん、大熊町さん、双葉町さん、浪江町さん、環境省の福島再生事務所等々、御協力をいただきまして御参加いただいたところにございます。訓練の参加人数につきましては、関係機関は260名、対象の住民につきましては参加といえますか広報の広報対象ということで概数として7,500名を見ております。今回の広報手段といたしましては、6番のところにございますようにトランシーバー、これは国が一時立入りに利用している物、それから今回新たに2番目にありますように緊急速報メール、これは携帯電話会社のいわゆる緊急地震速報と同じようにアドレス等を登録しなくても、そのエリアにいる方には対応機種であればメールが届くという機能を使用いたしました。3行目のところには、各町におきまして、防災行政無線、それから広報車、また町におきましても緊急速報メールを活用しております。それから、再生事務所におきましては、除染等の事業者が大変多く入っているということもございまして一定の役割を担っていただいたところにございます。それから、県警本部さんの方では緊急車両、ヘリコプターによる周知、それから双葉消防本部さんにおきましては緊急車両における周知、東京電力の中におきまして広報スピーカー、それから周辺地域の広報車による巡回、そういった形で訓練を実施したところにございます。

結果の方につきましては、4ページ目の方にまいりまして、まず訓練の伝達時刻等につきまして確認しましたところ、今回の通信の遅れ、通報の遅れということはほとんどなく、スムーズに内容が伝達されたということにございます。併せてテレビ会議が整備されているところについてはテレビ会議の情報共有も行った次第でございます。

今回の確認になりますのが(2)の広報の到達業況ということにございます。今回現地の方に調査班を派遣いたしまして実際に屋外で広報が聞き取れたかというところを確認いたしました。更に住民の方、一時立入をしている方にアンケート調査をお願いいたしました。実際に立入りをされたときに聞こえたかどうかということをお願いいたしました。その結果が表の(3)のところにとまとめております。この表の中身を踏まえまして5ページ目の方から個別に御説明をしていきたいと思っております。

まず、防災行政無線につきましては、大熊町さんと双葉町さんの方におきましては、電源の関係等もありまして今回使えなかったということではありますけれども、それ以外のところにつきましては、住民アンケートによりまして6割の方が聞き取れたということにございます。また、屋外で調査をした調査員におきましては、ほぼ聞き取れたということにございます。これは従来から有効な広報手段でございますので、今後とも利用していくということになるかと思っております。

それから「イ」のところにございます。車両による広報でございます。いわゆる広報車両による広報につきましては、まず調査班、屋外で聞き取って確認した調査班におきま

しても28%ですので3割を切ってしまうということがございます。なかなか聞き取れなかったということございまして、理由としましては車両の移動が速い、それから循環してこない等々の問題が指摘されております。住民アンケートにおきましても聞き取れたという方は38%でございます。やはり聞き取れなかった理由につきましては同じような御指摘がございます。ですので、この手段につきましては到達率の改善に向けた検討が必要だろうということでございます。

「ウ」の緊急速報メール、原子力の訓練におきまして本県で初めて使用してみましたが、調査班が確認しましたところ、すべて受信はできたということでございます。住民のアンケートにおきましては59%の方の受信ということで、理由といたしましては、対応していない携帯電話というものもあるということでございますが、ただ59%は、かなり有効な広報手段だということが確認されたということでございます。

それから、6ページ目の方にまいりまして、トランシーバーでございます。これは住民の一時立入り用に中堅基地内で住民の方に国の方が貸与しているものでございます。まず、調査班が調べましたところ、全地点で受信はできたということでございます。ただ、住民の方のアンケートによりますと、76%ということございまして、聞こえなかった理由といたしましては、ちょっと離れた場所にいてしまったということとか、草刈り機の騒音など、そういうこともあって聞こえなかったという理由がございますけれども、全体としましては到達率の良いツールであると考えております。

これらを踏まえた評価といたしまして、(10)のところでございますけれども、今回の通信連絡につきましては(1)のところですがスムーズにいったらというところでございます。これは今回2度ほど通信連絡訓練を行ってきておりまして、これが3度目になったということがございます。今後ともこのような定期的に通信連絡を行って訓練していく必要があるということでございます。

それから(2)各機関の広報でございますけれども、今回はスムーズに住民広報に至る防災無線とか携帯電話のメールのところまで連絡がいききました。これは、あらかじめ今回の訓練につきましては広報内容について整理していたということも背景にあるかと思えます。従いまして、どのような場合にどのような広報案文を出すかという広報マニュアルというものの重要性が逆にここで確認できたということでございます。

(3)番目、広報手段ごとにつきましてはの評価でございますけれども、若干繰り返しになりますが、防災行政無線につきましては有効な手段であった。ただ、やはり聞き取りを補う方法を何らか考えていく必要もあるかということでございます。

それから、車両につきましては、今回30台程度の車でPAZ、5km園内の2つの園内を回っていただいたわけですが、やはり台数が限られておりますので、車のスピードが一つは問題になりますが、根本的な解決策は、車を増やす、スピードを遅くして十分に聞き取れるようにしていくということでございますけれども、現状でできる対策としましては、発話前にサイレンを短く鳴らすということで注意をひきつける。それから、いったん人口密集地では止まる等の対策の工夫ができるかと思っておりますので、今後関係機関と検討してまいりたいと考えております。

「ウ」の緊急速報メールにつきましては、今回有効性が確認できたということでございますので、今後は使い方であるとか、機種によっては設定をしないと受信ができないとい

うところも聞いておりますので、その辺について周知をしてみたいということで考えております。トランシーバーは一時立入りには非常に有効なものであって、このような場合は活用していくツールだと考えております。

最後7ページ目のところにつきましては、今回オフサイトセンターにおきましても本訓練と合わせて、内部での訓練活動実施をしておりますが、今後とも定期的な訓練がオフサイトセンターにおいても必要だということでございます。今後の対応ですが、このような広報訓練を実施しまして体制改善をしていく必要があるかというふうに考えております。また、今回の結果を踏まえまして、関係機関と協議をして改善につなげてみたいということでございます。

以上、御報告をいたします。

#### ○議長

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御質問等がないようですので、本日の準備した議題は以上でございます。その他、特にこの機会に皆様方から何かございましたらお願いをしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

#### ○伊澤委員代理

双葉町です。いつもお世話になっております。スクリーニング関係において、今回の災害で一部混乱というのがありました。県外に避難するときに、スクリーニングの証明がないと県外には出られないというような風評が一部ありました。今回、これから広域避難の計画策定に入るかと思いますが、これにつきましての県境でのスクリーニングについて、例えば近県で原子力発電所があるのは宮城県、茨城県、新潟県がございしますが、別に福島県だけの災害ではなくて、それらの近県での災害の場合に、お互いに県境でスクリーニングを必要とするような想定をするかどうかについて、近県との協議をきちんとお願いしたいと思います。以上です。

#### ○議長

事務局、どうですか。

#### ○事務局

はい、ありがとうございます。先ほどの広域避難計画とあわせて、スクリーニングポイントの場所ですとか体制についても検討すると申し上げましたが、今おっしゃいましたように、県境につきましては、今後進めようとしております他県との調整の中でしっかりとテーマ、課題を持って、併せて協議をしてみたいと考えておりますので、その後速やかに皆さんにお知らせできるようにしてみたいと思います。

#### ○議長

その他、ございませんでしょうか。それでは、以上で本日の審議の方は終了させていただきます。

皆様方には、本日、本当に御多忙のところありがとうございます。

#### ○司会

それでは、以上をもちまして、平成25年度第2回福島県防災会議原子力防災部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。